連載

いのちのひろば（14）

毎月1回、中旬の水曜日に掲載

産業医のお仕事
～産業医を選任することの大切さ～

小田原医師会
環境・産業医委員会 担当理事　山口 浩

今月のひとこと
企業・組織や事業所で働く皆さんの健康管理を担う「産業医」は身近な相談相手。より一層安全で、健康的な職場づくりを、一緒に進めていきましょう。

【はじめに】

健康診断などによる健康管理や作業環境測定を利用した衛生管理の対策が広がり、長時間労働、メンタルヘルス管理など産業医と事業主との関係が法令ではっきりと規定される様になり、その必要性はさらに増しています。

さて、その「産業医」という言葉の語源はいったいどこから来たのでしょうか？それは、英米語の「industrial physician」から引用されたものと思われ近年、予防医学を実践する語彙を強調し「occupational health physician」が採用されています。訳すと「産業保健医」となるのでしょうか。では、まずその成り立ちからお話ししましょう。

【産業医の始まりと歴史】

江戸末期の安政4年、釜石に作られた製鉄所で地元の医師が職工の診療などを行っていたという記録があり、このあたりが産業医の始まりかもしれません[1]。明治維新を経て「富国強兵」のスローガンのもと鉱山、鉄道、造船、電信などの殖産興業が盛んになるにつれ、やがて工場では職業にからんだ病気が報告されるようになり、病院の併設が始まりました。これら施設には予防部門も設置され、交通の発達に伴って大流行の発生が予想される赤痢やコレラ、結核等への対応が必要になりました。また、**長時間労働**、衛生的な生活環境の維持、職工の栄養管理などへの取り組みも始まりました。日清・日露戦争後、わが国の工業は目覚ましい発展を遂げ、それにつれ職工の労働は過酷なものとなり、職工を保護するための取り締まりが必要という機運が生まれました。

【工場法】

明治44年これらの報告から「工場法」が交付され、常時15人以上の職工を雇う事業所に対して**労働時間の制限**、女性や年少者の保護、業務上の疾病補償などを決めましたが、産業界の反対に直面し、実際の施行は遅れて大正5年でした。

この「工場法」から省令が設定され、常時500人以上の雇用で工場主に工場医の選任義務、常時50人以上の雇用で**安全管理者**の選任義務、常時10人以上の雇用で安全委員の選任義務という今日の安全衛生法令の基礎となる考えが方作られました。また工場医を工場の衛生管理者と位置づけ、**月1回の職場巡視と年1回の健康診断**が決定されました[2]。

昭和初期の学術関係書にはすでに「産業医が単に臨床医として診療の仕事のみ行うならば誠に権威のないものとして終わるであろう。診断治療と同時にその属する産業場の予防医学の指導者として責任と興味を感ずるべきである」[3]、「産業医たるものは単に、疾病治療に努力するのみならず広く工場衛生に関与すべき」[4]。などの件があり、産業医が積極的に職場における職員の健康診断・健康管理、更には職場環境改善を行うこと　が大切であるという考え方ーこれは現在の産業医が行っていることそのものではないでしょうか？その後、昭和17年（1942年）工場法施行規則内に初めて健康診断の項目も定められました。その内容は、「1．身長　体重　胸囲　2．視力　聴力　色覚　3．感覚器　呼吸器　消化器　神経其の他の臨床医学検査」。この結果を工場医が確認し、注意を要する職員に対して療養の必要性、就業場所や業務の転換、就業時間の短縮、休憩時間の増加、健康状態の監視等を判断し、工場責任者に**意見具申**することができました。またその**個人情報**については**守秘**することを義務づけました。

このように、法令で検査項目を規定した健康診断の実施及びその後の措置（**事後措置**）の実施によって労働者の健康管理を行うという体系は、現在も継承されむしろ労働者を保護するという観点から発展しています。

【労働基準法】

終戦後、労働者を本格的に保護する動きが始まり、その中で産業医に関する議論も始まりました。昭和20年、連合軍総司令部（GHQ）の指示により当時の厚生省厚生局が立案作業を行い、昭和22年に「工場法」が廃止されて「労働基準法」が交付されました。この本文に中に、安全管理者と**衛生管理者**を定め、産業医は衛生管理者の一部として位置付けました。また**雇い入れ時検診**と定期の健康診断も法律に格上げされました。

余談ですが、軍医も産業医の考え方を持っていたと言われています。戦場で負傷もしくは病気になった兵隊さんを診察し、治療をする目的で前線におりました（非戦闘員ではありません）。治療をするというのはもちろんですが、「この人はこのまま前線に留るべきか」「内地に帰り治療に専念すべきか」という判断が軍医の重要な仕事の一つであり、このコンセプトは産業医にも通じる部分があるように思えます。

【産業医の今】

さて、話が長くなりました。産業医のなすべき仕事は、その歴史の中で経験や葛藤から生み出され蓄積されたもの（本文中の太字）が脈々と受け継がれ、現在の考え方を形成してきたと思われます。法令の文言にもその言葉が散りばめられています。また最近追加されたストレスチェックテストも個人個人の結果を組織改革に役立てようという大義があります。では今の産業医の具体的な仕事はどのようなものでしょうか？

1．衛生委員会への参加

安全衛生委員会は毎月1回の産業医訪問時に実施する事業所が多く、産業医の参加が望ましいとされています。必ず担当者が議事録を作成し保存します。産業医が出席できなかった場合には議事録を産業医に共有し、産業医が内容を確認できるようにしましょう。

2．職場巡視

少なくとも毎月1回職場を巡視し、職場環境の確認を行います。これを職場巡視といいます。条件付きで2カ月に1回以上の職場巡視も可能です確認事項は、企業によっても異なりますが、主なものは以下になります。

・4S（整理、整頓、清掃、清潔の略）
・トイレの衛生環境
・AED、消火器の場所
・休憩室の衛生管理ができているか（生ごみの臭いがないか、冷蔵庫の中の保存期限など）
・照度　騒音
・避難路
・通行区分
・温熱環境（温度計、湿度計の設置、冷暖房環境、事務所衛生基準規則で定められた基準を守っているか）
・VDT作業（ディスプレイ、キーボード等により構成された機器を使用する作業）状態

環境問題があった場合には、衛生委員会等で報告し、改善を図ります。

3．健康診断結果確認及び事後措置

健康診断結果より就業判定を行い、就業制限や休職が必要と判断した職員に対して「意見書」を作成します。事業所は、「健康診断結果報告書」に産業医の押印をもらい、監督署に遅延なく提出する義務があります。

4．健康相談

健康診断後に職員より健康相談希望を受けた場合に、産業医は相談を受けます。ストレスチェックの高ストレス者や長時間労働面談の対象者に、健康相談という名目で面談を行うこともあります。それにより、労働者にとっての面談のハードルが下がり、面談を受けてもらいやすくなります。

5．休職面談

体調不良での欠勤、遅刻、早退が続いている職員が確認された場合に、産業医は休職面談を行います。休職については、本人からの申し出があることが基本であり、それに伴い面談を行います。

6．復職面談

職場復帰希望の職員へ復職面談を行い、病状の回復程度を把握することにより、職場復帰の可否を判断します。復職後の労働条件について、勤務の軽減等が必要な場合にはその旨期間を定めて就業制限を指示します。

7．ストレスチェック実施者

産業医は、ストレスチェックの実施者としてストレスチェックの計画～実施～終了まで全般に関わるのが望ましいとされております。

8．高ストレス者面接・指導

ストレスチェックの結果よりストレスチェック制度実施規定に従い産業医による面接指導を行います。

9．長時間労働者面接・指導

法令に従い長時間労働者面接指導を行います。それにより、社員のメンタルヘルス不調のリスクを評価し、本人に指導を行うとともに、必要に応じて適切な措置につなげます。

10．衛生講話

健康教育の一環として企業・組織の自発的な要望により産業医が、健康管理や衛生管理を目的に、社員に向けて実施します。

【最後に】

産業医の多くは、嘱託産業医という形態で月1回の訪問でこれらの仕事を行っています。限られた時間の中では、これらの仕事に優先順位をつけて選択的に行うことになります。そのためには、事業所側がまず自社の現状や課題を明確にしておく必要があります。自社として何を重点的に産業医に依頼したいかを判断し、産業医と一緒により健康的な職場づくりを推進していきましょう。

＊引用文献

1．三浦豊彦：労働と健康の歴史　第2巻　労働科学業書　52
2．工場危害予防及衛生規則　昭和13年
3．石川知福：産業医の機能と地位の向上、日本産業衛生協会報　37：13
4．浅野均一：産業医、文藝春秋　17（23）：10-11

（やまぐち・ひろし　1957年6月13日生まれ。神奈川県立小田原高等学校卒業、東海大学医学部卒業。医学博士、医療法人社団山口医院理事長・院長。専門分野は循環器内科）

次回は6月中旬に掲載「在宅医療」についてお伝えします。

県西地域産業保健センターからのお願い

小規模事業場の事業者と労働者の皆さんへ
地域の産業医による健康相談・保健指導は
無料相談口をご利用ください

私たちは、ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業者やそこで働く人への産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働けることを目指しています。皆様のご利用をお待ちしております。

地域産業保健センターでは、労働者50人未満、産業医選任義務のない小規模事業場事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係わる相談

健康診断結果で、脳・心臓疾患リスク因子の主な検査項目（[血中脂質検査] [血圧の測定][血糖検査][尿中の糖の検査][心電図検査]）に異常所見を認めた場合、産業医が日常生活面における指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、産業医が相談・指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で異常所見を認めた項目に関して、健康保持対応策などについて、事業主が産業医から意見を聴くことができます。

長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、産業医が面接指導を行います。

＊地域産業保健センターの利用には事前の申し込みが必要です。また、利用回数には制限があります。詳しくは、県西地域産業保健センターへお問い合わせください。。

＊無料相談窓口ご利用時間
（ご利用希望の方は、事前にご連絡をください）
午後1時00～ 予約制（原則、一週間前までにご連絡ください）

＊相談日
（平成31年4月から令和2年3月までの相談日は次の通りです）

4月	8日（月）	18日（木）
5月	8日（水）	21日（火）
6月	3日（月）	18日（火）
7月	3日（水）	18日（木）
8月	5日（月）	19日（月）
9月	2日（月）	20日（金）
10月	7日（月）	21日（月）
11月	6日（水）	18日（月）
12月	4日（水）	18日（水）
1月	14日（火）	
2月	6日（木）	21日（金）
3月	4日（水）	19日（木）

＊相談窓口会場

おだわら総合医療福祉会館内
小田原市久野　115－2
県西地域産業保健センター　4F
連絡先　0465-66－6040

この他に事業者や労働者が利用しやすいように、各企業の要請により、産業医による産業保健指導を、小田原市、湯河原町、南足柄市、松田町、箱根町、開成町、山北町、中井町、真鶴町、大井町の各企業に個別訪問して対応していますのでご利用ください。

厚生労働省委託事業（協力小田原医師会・足柄上医師会）

県西地域産業保健センター

小田原市久野　115－2
FAX0465－66－6044
TEL0465－66－6040
（おだわら総合医療福祉会館内4F）
コーディネーター　川久保　恒明
コーディネーター　劍持　收

小田原医師会　地域連携室から…

急病になった時は…

まず、かかりつけの医師に電話で相談してください。日頃から急病の時どうするか、かかりつけの医師と話合っておきましょう。

医療機関検索は小田原医師会のサイトから利用できます
http://www.odawara.kanagawa.med.or.jp/

かかりつけの医師が不在の場合は…

平日・土曜の昼間	地域医療連携室が医療機関をご案内 TEL.0465-47-0833
休日の昼間・夜間	小田原市休日夜間急患診療所へお電話 TEL.0465-47-0823
休日の深夜	午後10時以降は小田原消防署へお電話 TEL.0465-49-0119

休日・夜間の急患診療所はこちら

小田原市保健センター　内
小田原市酒匂2-32-16 / TEL 0465-47-0823

◆休日（日曜日・祝日）
受付時間：8:30～11:30，13:00～15:30
診療科目：内科・小児科・耳鼻咽喉科
眼科（第1・3日曜日、県の当番日）

◆土・日・祝日の夜間
受付時間：18:00～22:00
診療科目：内科・小児科

◆平日の夜間
受付時間：19:00～22:00
診療科目：内科・小児科

身近なニュースをお届けする日刊紙『神静民報』ご購読のお申し込みは下記の販売店へ　●定価1ヵ月2,000円　●1部売り90円　小田原市立病院売店、大雄山線小田原駅・大雄山駅改札、ジャンボーナックビル（カフェ・リーフ）で1部売り好評発売中!

小田原地区
■読売新聞　読売センター　小田原報徳　☎0465(36)3683
小田原西部店　☎0465(35)0746
小田原中央店　☎0465(24)5050
酒匂店　☎0465(48)0007
■毎日新聞小田原中央販売所　☎0465(87)5313
■ASA小田原(有)曽和新聞店　☎0465(23)3300
■毎日新聞小田原北部販売所　☎0465(34)7538
■ASA鴨宮　☎0465(47)5422
■読売新聞鴨宮専売所　☎0465(47)3644
■ASA国府津　☎0465(47)2568
■読売新聞(有)佐藤新聞店　☎0465(47)3351
■ASA小田原富水　☎0120(36)3775
■ASA栢山　☎0465(37)1767
■ASA小田原東部　☎0465(24)3012
■今井新聞店　☎0465(42)0340
■産経新聞小田原中央専売所　☎0465(25)2480

足柄下地区
■(有)湯本新聞販売所　☎0460(85)5264
■真鶴・湯河原新聞販売所　☎0465(63)3399
■読売センター湯河原　☎0465(62)7889
■ASA湯河原　☎0465(62)6834

南足柄・足柄上地区
■読売新聞　読売センター　小田原城北店　☎0465(74)9061
■(株)内藤新聞店　開成店　☎0465(83)3500
南足柄店　☎0465(72)0234
■(有)高田新聞店　☎0465(74)0281
■大井松田新聞店　☎0465(82)0574
■杉山新聞店　☎0465(75)0356

秦野地区
■読売新聞秦野専売所　☎0463(82)0290
■(有)北湘読売開発　☎0463(82)7335
■渋沢東部新聞販売店　☎0463(87)3680
■ASA渋沢　☎0463(88)0589
■栗原新聞店　☎0463(88)0058

二宮・大磯地区
■毎日国府本郷専売所　☎0463(72)3272
■ASA二宮　☎0463(71)1157